

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 教職員課

法令名	教育職員免許法	法令の番号	昭和24年法律第147号
許認可等の種類	普通免許状の授与、普通免許状の検定授与	根拠条項	第5条第1項、第6条
審査基準	<p>1 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状に関する規則（平成2年佐賀県教育委員会規則第12号）に定める関係書類を添付し、佐賀県教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 普通免許状授与の審査は、次の事項について行う。（免許法第5条第1項）</p> <p style="margin-left: 20px;">（1） 必要な基礎資格を有すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">（2） 必要とする単位を修得していること。</p> <p style="margin-left: 20px;">（3） 免許法第5条第1項各号に規定する欠格要件に該当しないこと。</p> <p>3 検定による普通免許状授与の審査は、2の普通免許状授与の審査事項に加え、次の事項についても行う。（免許法第6条）</p> <p style="margin-left: 20px;">（1） 教育職員としての適格性を有すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">（2） 教育職員としての勤務が可能であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">（3） 良好な成績で勤務した期間が、必要とする最低在職年数を満たしていること。</p>		
受付 機関	教職員課	処理 機関	教職員課
	教職員課	交付 機関	教職員課
		標準処理期間	30日
		標準経由期間	NO